

# 児童手当 制度改正 手続要否フローチャート

現在、松阪市から児童手当(特例給付を含む)を受給していますか？

はい

いいえ

高校生年代のお子様がいますか？

父母のうち所得が高い方の職業は公務員ですか？

はい

いいえ

はい

いいえ

高校生年代のお子様は、改正前から多子加算の算定対象児童として登録されていましたか？

職場（勤務先）にお問い合わせください。

いいえ

はい

父母のうち所得が高い方は松阪市に住民票がありますか？

いいえ

はい

支給対象の児童に大学生年代の兄弟等（平成14年4月2日生～平成18年4月1日生）がいて、その人を含めて3人以上のお子様がいますか？

住民票がある市町村での申請となります。

いいえ

はい

支給対象の児童に大学生年代の兄弟等（平成14年4月2日～平成18年4月1日生）がおり、その子を含めて3人以上のお子様がいますか？

いいえ

はい

いいえ

はい

手続き不要

支給対象児童に大学生年代の兄弟等がいて、その子を含めて3人以上のお子様がいますか？

【提出書類】  
・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

はい

いいえ

はい

いいえ

【提出書類】  
・ 額改定届  
・ 監護相当・生計費の負担についての確認

【提出書類】  
・ 額改定届

【提出書類】  
・ 認定請求書  
・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

【提出書類】  
・ 認定請求書